

下松市保育利用調整基準

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項及び第4項の規定に基づく利用の調整は、次のとおり行うものとする。

- (1) 父母それぞれの状況に当てはまる「①基本項目」を合算する（父母には、児童を現に監護する者を含む）。
- (2) 「②調整項目」に該当する場合は、同表に定める評点数を加減する。
- (3) 評点が高い順に、利用を希望する施設についての利用調整を行う。なお、同点となる場合は、「③優先順位」により判断する。

[備考]

- (1) 虚偽の申告があった場合は、入園取消し又は退園の処分を行う。
- (2) 在園児は、保育の必要性が引き続き認められる場合は、利用調整の評点数によらず継続入所することができる。
- (3) 世帯状況が、この利用調整基準の評点数により難しい場合は、市長が必要とする評点数とする。

①基本項目

児童の父母の状況		評点数	
家庭外労働	正規（親族が事業主の場合を含む）	10	
	臨時等	8時間～ /日	8
		6～8時間未満/日	7
		4～6時間未満/日	6
	自営業	事業主	8
		家族従事者	6
家庭内労働 （親族宅内での労働を含む）	自営業 （農林、水産業含む）	事業主	7
		家族従事者	5
		準備中	4
	内職	8時間～ /日	4
		6～8時間未満/日	3
		4～6時間未満/日	2
妊娠、出産	出産予定月の前月から翌々月	8	
疾病、障がい	長期入院	10	
	自宅・通院加療	寝たきり	9
		自宅療養で安静を要する等、 保育が日常的に困難	8
		その他	7
	身体・精神障がい	1～2級	10
		3級	8
4級～6級、療育手帳		6	

親族の 介護・看護	自宅外 (入院・通院・通所)	月 120 時間以上の看護・付添	9
		月 90 時間以上の看護・付添	7
		月 60 時間以上の看護・付添	4
		その他	1
	自宅	心身の傷病又は障がいにより常 時介護が必要と認められる場合	9
		その他	7
家庭の災害	災害等で居宅を消失、破損		10
不存在等（父母の死亡・離別・別居・拘禁・行方不明等）			10
就学・職業訓練学校			7
求職中			1

※基本項目について、複数該当する場合は、評点の高い方を適用する。

②調整項目

その他の状況	評点数
ひとり親世帯	+10
児童虐待・配偶者からのDV等の疑いがある世帯	(※)
生活保護世帯（就労により自立支援が図られる場合）	+10
申込児童が障がいを有する (障がいに関する手帳、もしくは手帳交付に関する診断書が必要)	+5
里帰り出産のため退所した施設への再入園	+15
父母が産後休暇又は育児休暇明け（正規）	+7
父母が産後休暇又は育児休暇明け（非正規）復職後の就労時間8時間以上/日	+5
父母が産後休暇又は育児休暇明け（非正規）復職後の就労時間6～8時間未満/日	+4
父母が産後休暇又は育児休暇明け（非正規）復職後の就労時間4～6時間未満/日	+3
兄弟姉妹2人以上の新規入所を同時申込（転園希望の場合は除く）	+5
入所中の認定こども園内で1号から2号への変更	+5
年齢に上限がある市内保育所等を卒園し、他の市内保育所等への申込	認可：+3 認可外：+1
正当な理由なく保育料を滞納している世帯	-10

(※) 児童虐待等の疑いがある世帯については、状況に応じて判断をする。

③優先順位（同点の場合、下表のⅠからⅤの順に優先順位を判断）

Ⅰ	高	新規入所申込
	低	転園
Ⅱ	高	市内在住者
	低	入所日までに下松市内に転入が確実な者
Ⅲ	高	就労中
	低	内定
Ⅳ	高低	勤務日数（月平均）× 実労働時間（日）の大小
Ⅴ	高	ひとり親世帯等
		市内に父母と児童のみの世帯
		市内に親族が居る世帯
		親族と同居の世帯（65歳以上の無職かつ健康な親族）
	低	親族と同居の世帯（18～65歳未満の無職かつ健康な親族）

※優先順位（評点に関係なく判断）

Ⅰ	高	市内在住者 入所日までに下松市内に転入が確実な者 里帰り出産のため下松市に実態がある者
	低	市外在住者
Ⅱ	高	保護者が以下の市内施設に従事又は内定（臨時・パートを含む） 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園 放課後児童クラブ（児童の家）・企業主導型保育施設 下松市認可外保育施設入所児童保育助成金交付要綱の対象施設
	低	上記以外の者
Ⅲ	高	兄弟姉妹が在園する施設を入園の第一希望とする場合（※） （卒園・退園により、入れ替わりとなる場合は除く）
	低	上記以外の者

（※） 認定こども園の幼稚園機能部分の場合を含む。